

# いじめ防止基本方針

平成27年2月制定

令和3年8月 改訂

## 1. 「いじめ防止基本方針」について

本校では、「いじめ防止対策推進法」第13条「学校は、いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する方針を定めるものとする。」に基づき、以下「いじめ防止基本方針」を策定する。

## 2. 基本理念

いじめは、子ども達の成長に破壊的な影響をもたらす。子ども達の成長は、「できなかった」ことが「できる」ようになったり「わからなかった」ことが「わかる」ようになる学習活動を通して実現していく。このような学習活動は、心が安定していることや学校生活に対する安心感が確保されたときに学校生活の中で展開されていく。

いじめは、児童が学校生活を通して成長するための前提たる安心感を損ね、心の安定感を破壊し「何かに挑戦しよう」とするエネルギーを根こそぎ奪い去り、成長する機会を失うことにつながる。

さらに、いじめは、いじめられている児童に他のクラスメートに対する不信感を植え付けるとともに、そこから救い出してくれなかった教師や大人への不信感も植え付ける。学校生活で植え付けられた不信感は、当該児童のそれからの社会生活にも暗い影を落とす。

つまり、いじめは、被害児童の人に対する基本的信頼感をも奪い去ってしまう。

しかしながら、いじめは「いじめられたりいじめたりする児童」が圧倒的に多いことが、昨今の調査から明らかになった。いじめられる側になったり、時には、いじめを行う側になったりすることから、いじめは、どの児童にも起こりうることであり、という厳然たる現状認識にたち「いじめ防止」のための基本方針を策定していく必要がある。

学校の内外を問わず、全ての児童が安心して日常生活を送り様々な活動に取り組むことができるよう学校全体で組織的にいじめ問題に取り組まなくてはならない。学校、家庭、地域、関係機関と連携し、継続して防止対策、早期発見、早期対応に努めることが重要である。

特に、いじめが起きない学校づくりは、教育活動の全般に関わっており、いじめをしない、傍観しない意識を高めるため、すべての教員が積極的に働きかけることが求められる。

また、いじめが発生したときは、正確な事実確認のもと、丁寧な説明を行い、被害児童の保護を第一とし、関係機関と連携した早期対応を行うことが重要である。

## 3. いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 4. いじめに対する基本認識

いじめを許さず、学校・家庭・地域が連携して取り組みを行うため、次のようないじめに対する基本認識に立つ。

- ①いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ②いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は、間違っている。（いじめる子がいないければ、いじめられる子もない！）
- ④いじめは、教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。学級経営方針の中に「いじめは、絶対に許さない」等の毅然とした指導方針を入れて、未然防止のための効果的な授業を行うよう努めるようにする。
- ⑤いじめは、家庭教育のあり方にも大きな関わりを持っている。
- ⑥いじめを防止するためには、学校・家庭・地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、お互いに連携した取り組みを行わなければならない。

## 5. 組織及び組織図

### (1) いじめ防止対策組織の名称 「いじめ対策委員会」

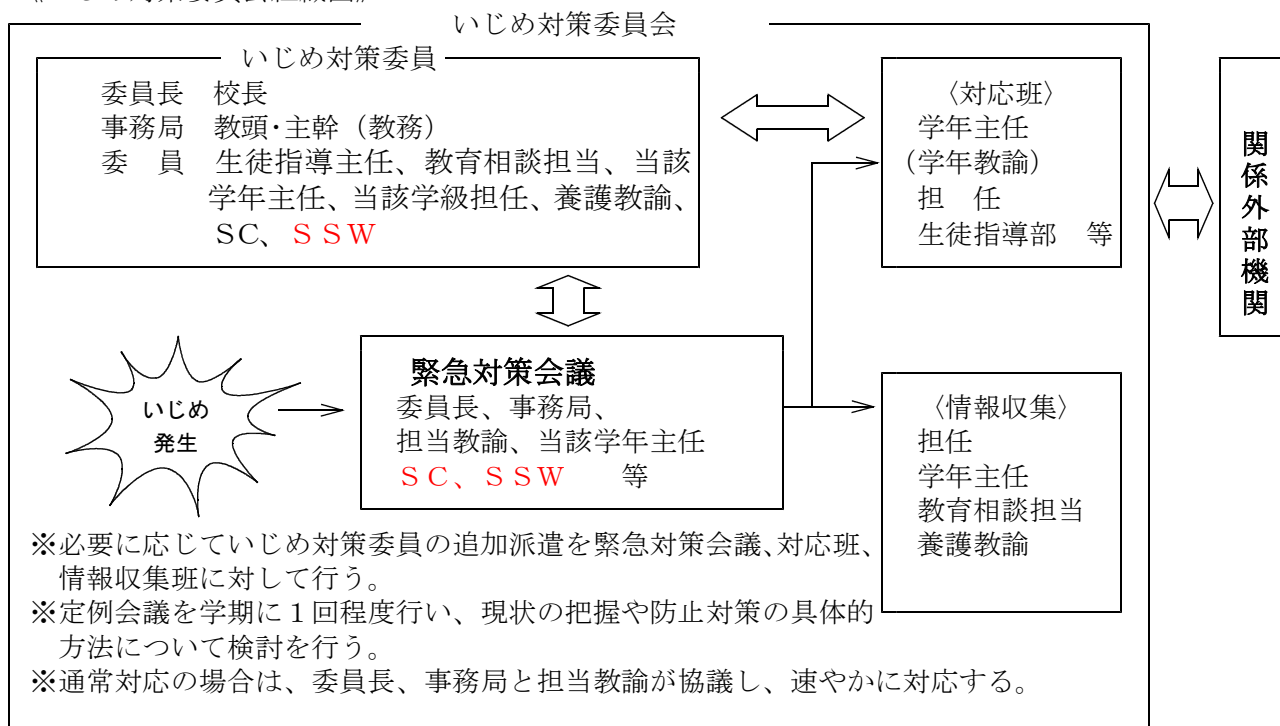
### (2) 構成メンバー

校長、教頭、主幹、生徒指導主任、教育相談担当、当該学年主任、当該学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー・・・等

### (3) 組織の役割

- ①いじめ防止基本方針及び年間計画の策定
- ②いじめの未然防止活動（教育相談、情報収集及び提供と記録）
- ③いじめへの対応（事実の掌握、保護者との連携、関係機関との連携）
- ④いじめ防止基本方針及び年間計画の見直し
- ⑤教職員の資質向上のための校内研修の計画及び実施

《いじめ対策委員会組織図》



## 6. いじめの未然防止について

「暴力を伴わないいじめ」に関しては、ほとんど全ての児童生徒が被害者としてばかりではなく、加害者としても巻き込まれ、同じ年度の中でさえ児童が入れ替わりながら次々に経験することが、分かっている。また、「目につきにくい」ことの多い「暴力を伴わないいじめ」の場合、発見してから対応する、発見を第一に取り組むという姿勢では、手遅れになることが少なくない。

つまり、あえて被害者・加害者を発見するまでもなく、全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが、最も合理的で有効な対策になる。そのための具体的補作として、以下のことを全校体制で取り組む。

### (1) 学級経営の充実

#### ①「学級目標」と「みんなの約束」の連動

「1年が終わるとき、どんな学級にしたいのか」「どんな学級が、安心して自分らしさを発揮できるのか」等のみんなが安心して成長できる学級にするための児童の思いや願いのこもった学級目標を作っていくことは、学級づくりの第一歩である。学級目標が決まったら、次は、学級目標に一歩ずつ近づいていくための具体的な行動指針となる「みんなの約束」を決める。そして、この「みんなの約束」に「いじめを防ぐ効果のある約束」を入れる。（例：いじめをしない、見過ごさない）  
(参考)・・・みんなの約束

	学 習	生 活	友 だ ち
全ての時間	①「いじめや、いじめにつながる行動は、許さない、しない、みのがさない」を行動で示すことができる ②友達からいやなことをされたり、いやなことをされたりしている友達がいたら、先生や周りの大人に知らせる。 ③「わからない」ことが「わかる」、「できなかったこと」が「できる」等の成長する活動を大切にすることができる		
授業中	①ちゃんと話を聞いている ②ノートを丁寧な字で書いている ③考えたことを進んで発表している ④手を挙げて発表している	①黙想ができています ②ベルスタートができています ③授業と関係ない物はしまってお机の上を整理している。(筆箱は、左側に置く) ④静かに先生の話聞いています ③話し手の方を向いて聞いている	①困っている友だちに静かに教えてあげている ②友だちに、分からないところを静かに聞くことができる ③友だちのよいところを見つけることができる
休み時間	①次の時間の用意をする ②予習、復習をしている	①机や周りを整理している ②廊下歩行のきまりを守っている(廊下は、 <b>は</b> しらない、 <b>さわ</b> がない、 <b>みぎ</b> がわを) ③時間を守っている	①友だちと元気に遊んでいる ②一人にいる子に声をかけている ③友だちのよいところを見つけることができる ④ケンカをしている人の仲裁をしてあげている ⑤ケンカやケガしたことを先生方に連絡できる
給食時間	①待っている間、図書館の本を読んだり教科書などを読んで復習・予習をしている。	①残すことなく食べている ②静かに座って待っている ③ちゃんと手を合わせて合掌している ④静かな声で話している ⑤行儀良く食べている ⑥時間を守っている	①配るのを手伝っている ②おかわりの時、みんなのことを考えている ③当番の人が休みの時に手伝おうとしている ④友だちのよいところを見つけようとしている
掃除時間	①「もくもく清掃」ができている ②正しい掃除の仕方が、できる ③友だちのよい掃除の仕方を見習って掃除ができる	①掃除の仕方を工夫している ②時間通りにきちんと掃除を終わらせている ③掃除が早く終わっても、他に掃除するところを見つけて時間がくるまで掃除をしている	①友だちと協力し合う ②友だちのよいところを見つけようとしている
放課後	①図書館を活用している ②次の日の予習、今日の復習をしている	①先生にあいさつをして帰っている ②最終下校時間を守っている ③地域の方々に「こんにちは」とあいさつをしている ④ごみを拾っている	①仲良く遊んだり、学習したりしている

②「友だちのいいところ探し」を通して一人一人のよさを認め合う

朝の会や帰りの会など、特活の時間等に、自分や友だちの「よさ」を見つける活動、賞賛、激励の場の設定や掲示物にして見える化を図る等で、自己有用感や充実感が感じられる学校生活の基盤づくりに努める。

この取組を通して「人には、必ずよさがあり、一人一人が学級にとって大切な存在である」という意識を高め、学級みんなが、学級仲間一人一人のよさを共通理解することができる。

※「幸せの手紙」の実践も有効である。

③教師と子どもが、信頼関係でつながる

いじめは、絶対に許さないと伝えることは大事である。しかし、教師と子どもの間に信頼関係が結ばれないまま言っても、児童の心には届かない。児童が「先生が語ることは大切で価値がある」「先生が言うことを目指したい、達成したい」と思うためには、教師が信頼できる存在になることが大切である。

④生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開

学校教育においては、特に教科等の学習を通して、児童が自ら学ぶ意欲をもち、満足感や達成感を味わわせる授業実践を行うことが重要である。そのためには、教職員と児童の「共感的人間関係」を基盤に、児童一人一人に「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」の場面を与えるなど、生徒指導の機能を重視した授業の展開と充実を図ることが重要である。児童の問題行動の背景を探ると、学業上の不適応が大きな比重を占めている場合が多く見られることから、学習指導を通して、自己実現を図るための自己指導能力の育成を目指した取組が必要である。

⑤ソーシャルスキルトレーニングを実施したり「いじめアンケート」や I-check や QU テストの検査結果から児童の実態を十分把握し実践に生かす。

(2) 道徳教育の充実

- ①児童の内面に響き本音で発表し合える道徳授業の実践に努める。
- ②道徳の授業を要に教科等の授業を通して児童の自己肯定感を高める。
- ③校長講話や学級指導を通して、人権意識を高め、人権尊重や思いやりの心を育む。

(3) 相談体制の整備

- ① I-check、QU テストの結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級によさと問題点、教師の観察結果と検査データとの共通点、相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
- ② 毎月一回の人権の日と併せて「いじめアンケート」を実施し、いじめの早期発見・対応に努めると共に、人権への理解を深める。
- ③ 6月の人権の日には、「いじめアンケート」実施後、3日間の特別教育相談日において学級担任が全児童との個別相談を実施して、児童一人一人の児童理解に努める。
- ④スクールカウンセラーや市教育相談員を効果的に活用して、教育相談の充実に努める。

(4) 保幼小連携、異学年交流の実施

- ①年間を通して保幼小連携を実施することで、年少の子をいたわる心を育てる。（運動会前の交流会、おもちゃ祭り、学習発表会見学、ムーチャーまつり等）
- ②春の遠足、1年生を迎える会を通して、意図的に異学年交流を仕組みで、やさしくいたわる心や年長者に対する憧れ、尊敬の念を育む。
- ③委員会活動やクラブ活動などを通して、協力したり協調したりすることを学習させ、人とよりよく関わる力、折り合いをつけて活動する力を身につける。

(5) インターネット、スマートフォン等を通じて行われるいじめに対する対策

- ①必要があれば、全校児童のインターネットやスマートフォンに関する使用状況調査を PTA と連携して行い、現状把握に努めるとともに、道徳・特活等の時間を活用して情報に関するモラル教育を行う。
- ②職員の理解を深め、迅速にいじめ問題の情報をキャッチできるよう意識を高める。
- ③家庭での約束づくりについての重要性を説明し、協力を求める。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

- ①每学期1回、大里地区生徒指導・教育相談連絡会議を通して、幼稚園や中学校・関係機関との情報交換を行い各学校の指導に生かすようにする。
- ②中学校新入生オリエンテーションでの気になる児童の情報共有

(7) いじめに係る普及・啓発活動

- ①掲示物、学校便り、学年便りによる情報の発信を行う。
- ②保護者を対象とした携帯の安全な使い方についての講演会等の実施する。
- ③情報モラル向上のため、講話や学級指導等を通して児童への指導を行う。

## 7. いじめの早期発見について

いじめは、教師や大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、教師や大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

そこで、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く持つ必要がある。そのため、定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、以下のようにいじめの実態把握に取り組んでいく必要がある。

(1) 「いじめアンケート」を学校一斉に毎月実施し、児童の実態把握に努める。さらにアンケートは同学年の複数担任で確認する。(ダブルチェック)また6月の特別教育相談日には、アンケート結果をもとに、一人一人の児童と直接話をして、悩みなどの相談にのるなどして児童理解に努める。

### (2) ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから友だち関係や悩みを把握したりする。

### (3) いじめ発見のチェックポイント

いじめの解決は、早期発見・早期解決

#### ①朝の会

- 遅刻や欠席が目立つようになってきた。
- 遅刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- 早めに来て、なかなか教室に入りたがらない。
- 出席確認の声に覇気がない。
- 表情がさえない、うつむき加減である。
- 担任が来てから教室に入る。

#### ②授業

- 授業の始めに学用品が乱雑に放置されている。
- 学習意欲が低下したり忘れ物が、極端に多くなる。
- 授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。
- ボーっとして、集中力に欠けることが多い。
- グループ決めなど、仲間に入れてもらえない。
- 正しい答えなのに、ヤジ、奇声を発せられる。
- グループ活動なのに、一人で作業をさせられている。
- 道具や器具にさわらせてもらえない。
- 使った道具や器具は、誰もさわらない。
- 常に周りを気にしている。
- 対象者を見つめた、ひそひそ話が多くなる。
- グループにする時、不自然に机が離されたり避けられたりしている。
- 頭痛、腹痛を訴え、授業中、よく保健室に行く。
- 係を決めるときなど、ふざけ半分に何度も推薦される。
- ひどいあだ名で呼ばれる。

#### ③休み時間

- 周りに友だちがいなく、一人でいることが多い。
- 遊んでいても、プロレスごっこのような遊びが多い。
- ほとんど笑顔が見られず、無表情をしている。
- 用もないのに、頻繁に職員室や保健室に行きたがる。
- 休み時間は、ほとんどトイレの近くにいる。
- 行きたくもないのに、トイレにつきあわされる。

#### ④給食

- 誰も給食を分けてくれない。
- 食欲がないと言って、みんなが喜ぶデザートなどをあげる。
- その子の嫌いなおかずを食器に、たくさん盛られる。

- その子の好きなおかずを、食器に、ほんの少ししか盛られない。
- その子の食器だけが片付けられない。

⑤清掃時

- その子の机や椅子だけが、運ばれないで残っている。
- 一人だけ、掃除をさせられている。
- みんなのいやがる仕事だけ、毎回させられる。

⑥放課後

- 友だちと一緒に帰らず、遠回りをして帰る。
- 授業が終わったら、足早に帰る。
- なかなか帰りたがらず、教師の周りをうろつく。
- 友達の荷物やカバンを持って帰る。

⑦その他

- 作品が捨てられていたり、いたずら書きされていたりしている。
- 学級で、プリント等の配布物が、その子だけわたらない。
- 持ち物が、頻繁になくなったり、壊されたりするようになる。
- 持ち物に落書きされたり、切り刻まれている。
- 集金が滞る。
- グループ分けなどで、なかなか所属が決まらない。

## 8. いじめに対する早期対応

いじめを認知した教職員、いじめの通報を受けた教職員は、一人で抱えこまず直ちに学年主任、教頭へ報告する。(報告されたいじめ事案については、すべて教頭へ報告し、必要に応じて緊急対策会議を行い、情報を共有する。

以下、教職員が「いじめではないか」と認知したら下記の要領で早期に取り組む。

### (1) いじめ初期対応の流れ

児童本人からの訴え  
教職員の発見  
他からの情報提供

① **いじめ発生** いじめられた児童・保護者の思いに寄り添い受け止める

- ア. 「いじめかな？」と思ったら、まずその子に関わって、その子の思いをしっかりと受け止める
- イ. いじめを受けている児童本人からの訴えや、保護者からの訴えがあった場合は、十分に聞き取る。  
⇒ 不安やつらさをしっかりと受け止めることが、安心感や信頼感つながる。
- ウ. いじめを受けている児童を「絶対に守る」こと、そのためには、校内の先生方と一緒に対応することを伝える。

チームで対応

② **チームで!** 起きている問題を学年・学校の課題としてとらえる

- ア. 「まずは、伝えること！」  
「いじめではないか」ととらえた時点で一人で抱え込まず、学年主任や隣学級担任等、身近な周囲の職員に相談する。「いじめ」と認定したら、確実に教頭・校長に連絡する。
- イ. 校長・教頭指示のもと緊急対策会議を開催し、直ちに学級担任・学年主任・学年担当教諭・生徒指導主任等を中心にチームを作って、すぐにいじめを受けている児童の心のケアをする。  
(チームのメリット)
  - ・ いろいろな情報が得られる
  - ・ いろいろな視点から物事を分析できる
  - ・ 構成メンバーの持ち味が生かせる
- ウ. 中心的に対応する役割を担うリーダーを決める

個別に  
別室で  
同時に

③ 事実確認 情報収集や事実確認を十分に行う（いつ・だれが・どこで・何を・どうした）

ア. チームで、事実確認の方法と役割分担を確認して行う。

〈事実確認において原則として留意すること〉

- ・時間帯、聞き取りを行うのは原則として学習権を侵害しない時間帯に行う（休み時間、放課後など）
- ・場所は、目立たない場所で行う
- ・加害児童、被害児童ともに事実をしっかりと聞く
- ・必ず記録する

イ. 聞き取りの留意点

- ・一度目の聞き取り・・・一度目の聞き取りを、時間を決めて分担し個別に別室で同時に実施

・集約

決められた時間になったら、集まって聞き取った内容をチームで確認する。（この時に、聞き取りを行っている児童は、そのまま待機させる）

・再確認（二度目の聞き取り）

食い違う点について再度聞き取る

いじめ対策委員会を  
開催し指導方針の  
共有化を図る

④ 方針立案 校長を中心に指導方針を共通理解する。この出来事を通して教育的な観点から「子ども達に何を学ばせたいか」をきちんと確認する

ア. 立案に当たって、次のことに留意する

〈被害児童〉

- ・本人の安全確保、心のケアと継続的な見守り
- ・本人や保護者とのこまめな情報交換

〈加害児童〉

- ・いじめは、犯罪・人権侵害であるという毅然とした指導
- ・本人が抱える思い、問題行動の背景や要因を探る
- ・保護者へのこまめな連絡により家庭と学校の指導の連携を図る

保護者会の実施

⑤ 保護者連絡 いじめの実態や指導方針を保護者に説明

ア. 直接保護者へ説明。（できるだけ、学校に来てもらって直接伝えるようにする。電話での報告は、真意が伝わりにくいので避けるようにする）

イ. 事実についての説明には、推測や個人的な解釈は交えない

ウ. 保護者の話はていねいに受け止め、安心感が持てる話し方をする

エ. 学校だけでなく、家庭での指導について「一緒に考えましょう」という姿勢で話し合う。

## （２）いじめの指導について

### ①被害児童のケア

いじめの事実が確認された場合、被害児童の学校生活を送る上での不安を取り除き、安心して学習活動ができるように配慮する。加害児童と同室での活動が困難な場合は、加害児童を別室学習（活動）させる等の措置も行う。心のケアについては、スクールカウンセラーを交えた「いじめ対策委員会」をもって継続的な支援を行う。また、被害児童にとって信頼できる人と連携し、学校の内外を問わず見守れる環境を整備する。

### ②加害児童への対応

いじめが、認められた場合、速やかにやめさせる。その上で、事実の確認を行い、対応を検討する。（いじめ対策委員会の開催）特に、いじめが重大な人権侵害行為であり、人として許されることではないという点については、十分に理解させ、自らの行為の責任を自覚させるようにする。

また、複数の教員が連携して、組織的にいじめをやめさせるとともに、当該児童がいじめを行う

に至った心理状態や生活環境等にも目を向け対応を検討する。また保護者やスクールカウンセラー等の専門員と連携しながら支援を行う。

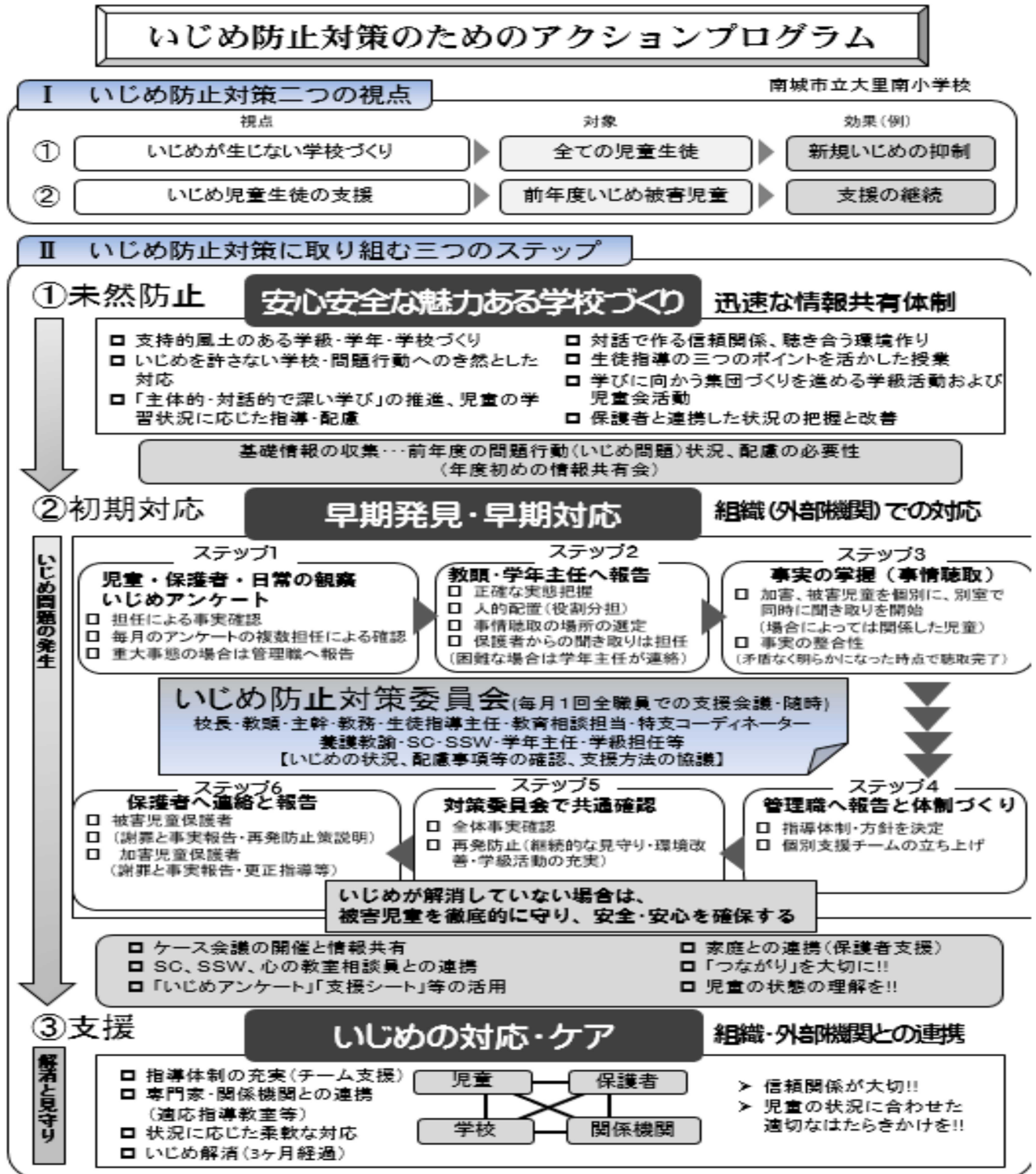
③周囲の児童への指導

いじめの事実確認を行い、「傍観者」「観衆」となっている児童に対し、自分の問題としてとらえられるよう指導を行う。周囲の行動がいじめを受けた児童にとって孤独感や孤立感を強めることになることを十分理解させ、その辛さや苦しさに共感できるようにする。

また、日頃から全教職員が「いじめは絶対に許さない」ことを徹底して児童に伝え、未然防止や教師への報告を呼びかける。

(3) いじめ解消について

いじめ解消を判断できる条件は、いじめ行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続しており、被害児童が心身の苦痛を感じていない状態の時、子ども支援会議で全体確認後、解消とする。





## 9. 重大事態への対処

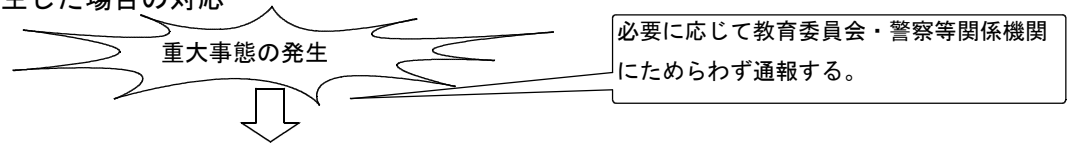
### (1) 重大事態の定義

- ①いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより児童が、相当の期間学校を連続して欠席する（「相当の期間」については、国の基本方針に基づき「30日」を目安とする。但し、目安にかかわらず個々の状況を十分に把握しなければならない。）
- ③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合（「いじめ防止対策推進法」より）

### (2) 重大事態への対処

- ①重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ②市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切にとる。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

### (3) 重大事態が発生した場合の対応



発見者→担任→学年主任→生徒指導主任（教頭）→教頭→校長→市教育委員会

#### 緊急対策会議（いじめ防止対策委員会）

- 市教育委員会の指導・助言のもと、調査組織を設置する。
- 会議には、必要に応じて専門的知識、経験を有する第三者の参加を図る。

#### 事実関係の調査

- 公平性・中立性の確保に努め、事実の調査にあたる。

〈いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合〉

いじめられた児童から十分に聞き取る。在籍児童や教職員に対し、質問紙調査や聞き取り調査を行う。いじめられた児童や情報を提供した児童を守ることを優先した方法で実施する。

〈いじめられた児童からの聴き取りが困難な場合〉

当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査が考えられる。調査にあたっては、被害児童・保護者の心情やプライバシーに十分配慮する。

#### 適切な情報の提供

- いじめを受けた児童、保護者に適時・適切な方法で経過を報告する。
- 個人情報に十分注意し、情報を共有する。その際、当該児童・保護者への了解を得る。

#### 調査結果の報告

- 市教育委員会に調査結果を報告し、その後の対応や措置を協議し、実行する。

10. いじめ防止及び早期発見に向けた取組計画

月	活動内容
4月	①いじめ防止対策基本方針を全体で共通理解を図る。 ②「黄金の三日間」を大事にし基本的学習習慣や学校生活上のきまり、言葉遣い等について指導の徹底を図る。 ③教師の学級経営方針を子ども達に指導する際「いじめは、絶対に許さない」ことを宣言し、その理由を子ども達にわかりやすく話をする。 ④家庭訪問で情報を収集し児童理解に努める。 ⑤人権の日「いじめアンケート」実施。
4月後半～5月	①この1年間をかけて、どんな学級にするかという子ども達の思いや願い、教師の学級経営方針、保護者の思いが反映された学級目標づくりを行う。 ②学級目標達成のための「みんなの約束」を決定する ③QUTテストの実施。 ④「いじめ」に関する校長講話。 ⑤人権の日「いじめアンケート」の実施
6月	①アンケートをもとに、教育相談を行う。(特別教育相談の実施) ②人権の日「いじめアンケート」実施。
7月	①1学期を振り返って、学級目標の達成状況を振り返る。(成長したところ、課題等をまとめ、二学期につなぐ) ②個人面談で、児童理解に努める。 ③人権の日「いじめアンケート」実施。
8月後半～9月	①二学期のスタートにあたり、1学期の学級が成長したところや課題だった点をもとに、学級目標に迫っていくためにはどうしたらいいのか、話し合う。 ②人権の日「いじめアンケート」実施。
10月	①人権の日「いじめアンケート」実施。 ②アンケートをもとに、教育相談を行う。 ③いじめ防止対策基本方針の見直し
11月	①学習発表会の取り組みを通して、達成感を味わわせ自己肯定感を育む。 ②人権の日「いじめアンケート」実施。
12月	①2学期を振り返って、学級目標の達成状況を振り返る(成長したところ、課題等をまとめ、三学期につなぐ) ②学級保護者会を通して、子ども達の成長の様子や課題等について報告し、保護者の意見を取り入れながら三学期の教育活動に生かす。 ③人権の日「いじめアンケート」実施。
1月	①新年を迎え、1年の抱負を「一字漢字」で表す等、希望を持たせる取り組みを実施 ②人権の日「いじめアンケート」実施。
2月	①学級目標の達成状況を明らかにし、成長した子ども達の姿を実感させる。 ②人権の日「いじめアンケート」実施。 ③アンケートをもとに、教育相談を行う。
3月	①進級への希望を持たせる。 ②人権の日「いじめアンケート」実施。